

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(令和4年6月1日作成)

法令名	中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律		
根拠条項	第5条第1項		
許認可等の種類	雇用管理の改善計画の変更の認定		
法令の定め	第5条 前条第1項の認定を受けた事業協同組合等（以下「認定組合等」という。）又は中小企業者（以下「認定中小企業者」という。）は、当該認定に係る改善計画を変更しようとするときは、その主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事の認定を受けなければならない。		
審査基準	<p>第5条第3項</p> <p>前条第三項の規定は第一項の認定について、同条第四項の規定は同条第二項第五号に掲げる事項に変更のある改善計画（同号に掲げる事項が新たに記載されるものを含む。）について第一項の認定をしようとするときについて準用する。</p> <p>第4条第3項</p> <p>都道府県知事は、第一項の認定の申請があった場合において、その改善計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。</p> <p>一前項第一号から第三号までに掲げる事項が基本指針に照らして適切なものであること。</p> <p>二前項第二号から第四号までに掲げる事項が同項第一号に掲げる改善事業の目標を確実に達成するために適切なものであること。</p> <p>三事業協同組合等が第十三条第二項の規定により労働者の募集に従事しようとする場合にあっては、前項第五号に掲げる事項が適切であり、かつ、労働者の利益に反しないものであること。</p>		
標準処理期間	総期間	40	□日・月（注：休日は含まない。）
	経由機関		日・月（ ）
	協議機関		日・月（ ）
	処分機関		日・月（ ）
処分担当課	各（総合）振興局産業振興部商工労働観光課（商工）労働係（雇用対策係・主査（労働・雇用対策））		
申請先	各（総合）振興局産業振興部商工労働観光課（商工）労働係（雇用対策係・主査（労働・雇用対策））		
問い合わせ先	経済部労働政策局産業人材課人材確保支援係（電話番号：26-532）		
備考	https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/jzi/ki_jun.html		